

件名	愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例
主管課	建築住宅課
根拠法令等	公営住宅法第48条
<p>【改正の概要】</p> <p>県営住宅における連帯保証人については、1名確保を原則としているが、近年、身寄りのない単身高齢者において確保が困難な事例が増加していることから、「連帯保証人を確保できなければ、県営住宅に入居できない」という心理的障壁をなくし、住まいの確保に苦慮する県民が安心して入居申込できるよう、連帯保証人を廃止するために条例の規定の改正を行う。</p> <p>【改正内容】</p> <p>○愛媛県県営住宅管理条例</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第8条 一般県営住宅の入居を許可された者は、許可のあつた日から10日以内に次に掲げる手続をし、入居しなければならない。</p> <p>(1) <u>県内に居住して独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人1人の連署する請書を提出すること。</u></p> <p>⇒ 下線部を削除</p> <p>(2) 第13条の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 一般県営住宅の入居を許可された者が、やむを得ない事情によつて入居の手続を前項の期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、知事が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 <u>知事は、災害その他特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u></p> <p>⇒ 下線部を削除</p> <p>4 知事は、一般県営住宅の入居を許可された者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項各号の手続をしないときは、当該住宅の入居の許可を取り消すことができる。</p>	
施行日	令和8年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	